

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成23年5月30日付けで提起された、[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が同年5月27日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による生活保護の申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成23年5月27日付けで請求人に対して行った法第24条第1項の規定による生活保護の申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求に至る経緯

本件は、請求人が平成23年5月9日付で法第7条の規定による保護の申請を処分庁に対して行ったところ、処分庁は請求人が稼働能力を有することを理由に本件処分を行い、請求人はこれを不服として審査請求を行った事案である。

2 請求人の主張

請求人の請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は、手持金が少なく食事さえできない状況であり、体調不良で就職活動もできないのに、「稼働能力認定のため」を理由とした本件処分は理解も納得もできないというものである。

3 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を次のように主張している。

- (1) 平成23年5月18日、処分庁の担当職員は、医療機関を訪問し、医師から請求人の病状を調査した。病名は高血圧症、高コレステロール血症で、血圧は安定しており、栄養管理をすれば稼働可能であるとの所見を得た。医師が記載した医療要否意見書では「重労働可」との意見であった。
- (2) 平成23年5月25日、処分庁は、請求人の稼働能力について嘱託医と協議を行い、嘱託医意見は稼働可能であったため、処分庁としても稼働可能と判断した。
- (3) 平成23年5月26日、処分庁はケース診断会議を開催し、次の理由によ

り請求人の生活保護申請を却下することを決定した。

- ① 請求人は稼働が十分可能であり、法第4条の規定に基づく補足性の原理により、能力の活用を優先とするため。

請求人は[]であり、重労働が可能であるためフルタイムの仕事も十分でき、処分庁の就労相談窓口にも常に30から40件の求人ストックがあり、景気回復の兆しもあり、管内の有効求人倍率が0.54倍と仕事を選ばなければ十分な就労の場が確保できると判断した。しかし、再三の助言にもかかわらず、処分庁の就労支援窓口に来ることがなく、稼働能力を活用する意思が見受けられなかった。

- ② 市の住宅手当緊急特別措置事業を活用することにより住宅の確保と就労の支援が図られる。また、就労までの生活費として、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金貸付を活用することにより医療費の確保が図られるため。

請求人に対しては、保護申請時から社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金貸付等の申請を同時進行するよう再三助言していたが、申請することなく現在に至っている。社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金貸付制度については、貸付決定の見込みがあり、生活費及び医療費を十分補えると判断した。

- ③ 申請時の預金残高[]円があるため当座の生活は可能であるため。

就労支援員のもとで求職活動を行うことで、短時間に就職ができ、収入を得て生活することが可能と判断した。

第2 審査庁の判断

1 認定事実

審査庁において調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成23年5月6日、請求人は処分庁に来所し、処分庁の職員に生活保護の相談を行った。処分庁の職員は、請求人から生活困窮の状況を聴取するとともに、住宅喪失のおそれがあるため、住宅手当の申請及び臨時特例つなぎ資金貸付の申込を行うよう助言した。
- (2) 平成23年5月9日、請求人は「失業及び傷病による収入減（無収入）のため」を理由として生活保護の申請を行った。処分庁の職員は、生活保護の決定までには多少の時間がかかるため、再度住宅手当の申請及び臨時特例つなぎ資金貸付の申込を行うよう助言した。また、処分庁の就労支援員を利用して求職活動を行うよう指導した。
- (3) 平成23年5月18日、処分庁の職員は[]を訪問の上、請求人の病状について主治医から「現在、降圧剤投下により血圧は安定している。このまま治療を続け、栄養管理をすれば稼働可能である。」との回答を得た。
- (4) 平成23年5月19日、処分庁の職員は請求人の自宅を訪問し、住居の家賃額、引越の意向等を聴取するとともに、就労支援員のもとで求職活動を行うよう指導した。



- (5) 平成23年5月25日、処分庁は、請求人の稼働能力について嘱託医と協議を行い、稼働可能との意見を得た。
- (6) 平成23年5月26日、処分庁はケース診断会議を開催し、次のとおり請求人の生活保護申請を却下することを決定した。
- ア 病状調査及び嘱託医協議の結果、重労働の稼働が可能であり稼働能力の活用の観点から、法第4条に基づく保護の補足性から保護の要件を満たしていない。
- イ 今後の取り扱いについて
- (ア) 住宅手当緊急特別措置事業と社会福祉協議会の生活資金の貸付制度を活用するとともに就労支援の徹底を図る。
- (イ) 当面の生活費については、預金の活用と扶養義務者に物資の支援を依頼する。
- (7) 平成23年5月27日、処分庁は、請求人に生活保護申請却下を通知した。

2 判断

法第4条第1項では「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。

そして、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第4には、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と定められており、その具体的な判断基準は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第4に次のとおり定められている。

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふ



まえて行うこと。』。

さらに、局長通知第11の1の(2)には、次のように定められている。
「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下すること。』。

以上の規定をもとに、本件処分について検討を行うこととする。

(1) 稼働能力があるか否かについて
第2の1(3)及び(6)アのとおり、請求人は稼働能力を有しているものと判断することができる。

(2) 稼働能力を活用する意思があるか否かについて
処分庁は、第1の3(3)①のとおり、「再三の助言にもかかわらず、所就労支援窓口に来ることがなく、稼働能力を活用する意思が見受けられなかった。」と主張している。

しかし、局長通知第4の3のとおり、稼働能力を活用する意思について「求職状況報告書等により本人に申告させ」る等「その者の求職活動の実施状況を具体的に把握」した上で評価することとなっているところである。

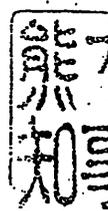
この点について、処分庁は請求人に対して求職状況を申告させるなどしておらず、処分庁は請求人の求職活動の実施状況を具体的に把握しているとは言い難い。

したがって、処分庁の主張に理由があると直ちに認めることはできない。

(3) 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについて
処分庁は、第1の3(3)①及び③のとおり「請求人は[]であり、重労働可能であるためフルタイムの仕事も十分でき、処分庁の就労相談窓口にも常に30から40件の求人ストックがあり、景気回復の兆しもあり、管内の有効求人倍率が0.54倍と仕事を選ばなければ十分な就労の場が確保できると判断した。」及び「就労支援員のもとで求職活動を行うことで、短時間に就職ができ、収入を得て生活をするできると判断した。」と主張している。

しかし、請求人の年齢が[]であること、平成23年5月のハローワーク[]([]を所管)管内の有効求人倍率が[]倍、就職率が[]パーセントといずれも低い水準であることを考慮すれば、処分庁は、請求人に稼働能力及びそれを活用する意思があったとしても求職活動が直ちに就職に結びつくとは限らず、就職できるまでには時間を要する場合がありますとすることを容易に推測できたはずである。

また、就労の場を得ることができるか否かについては、必要かつ具体的な助言指導や支援を行い、一定の期間を置いたうえで判断すべきである。しかし、1(2)及び(4)のとおり、処分庁が請求人に対して求職活動を行うよう指導を行ったのは平成23年5月9日及び同月19日のみであり、就労



の場を得るための十分な助言指導及び支援が行われたものとも認めることができず、申請日から19日で十分な就労の場が確保できると判断して申請を却下したことは拙速にすぎる。

さらに、局長通知第11の1の(2)では「(略)適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下すること。」とされているところ、処分庁においては、弁明書において「求職活動を行うよう強く勧めるが請求人は(略)聞く耳をもたない」と主張するにとどまり、本件処分に至るまでに適切な助言指導が行われていたとは認めがたい。

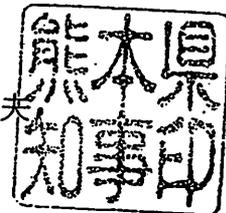
3 結論

以上のとおり、処分庁が、本件処分を行うに当たって必要な稼働能力を活用する意思があるか否か及び稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについての十分な検討を行ったと認めることはできず、また、請求人の求職活動に対する必要かつ具体的な助言指導及び支援を十分に行ったと認めることはできないから、本件処分は、妥当な処分であったということとはできない。

以上のとおり、本件処分の取り消しを求める本件審査請求は、理由があるため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成24年9月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[]を被告として([]が被告の代表者となります。)本件処分の取消しの訴えを、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。